

埼玉県競争入札参加者資格審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が締結する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）、若しくは物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他の業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）の契約に参加する者に必要な資格及び格付の決定に際し、中立かつ公正な審査・評価を行うために設置する審査委員会について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審査委員会の名称を埼玉県競争入札参加者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）とする。

(審査委員会の事務)

第3条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 埼玉県が締結する建設工事等及び物品の買入れ等の契約に参加する者に必要な資格に関すること。
- (2) 建設工事等及び物品の買入れ等の業種ごとの格付基準に関すること。
- (3) 建設工事等及び物品の買入れ等の業種ごとの格付と発注金額のあり方に関すること。

(委員の選任)

第4条 委員は、中立かつ公正な立場で客観的に審査・評価を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が選任する。

2 審査委員会は、委員5人で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、新たな委員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し審査委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第 6 条 審査委員会は、委員長が招集し、必要に応じ開催するものとする。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて審議事項を記載した書面又は電磁的記録を委員に回付して、審査委員会の開催に代えることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 8 条 審査委員会の事務局は、総務部入札審査課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。